である法人にあっては二千万円とする。）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合

（奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第四条　奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号」を「第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号」に、「二千五百万円を超えるもの」を「次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　法第六条の十三第一号イ又はホに掲げる事業　五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十二項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあっては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあっては二千万円とする。）以上のもの

(2)　法第六条の十三第一号ロからニまでに掲げる事業　五百万円以上のもの

（過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第五条　過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）第一条第一号イ中「平成二十五年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備」を「平成二十七年三月三十一日までの間に、法第二条第一項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規定の適用を受けるもの」に改める。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第六条　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「が平成二十五年三月三十一日」を「の同意が平成二十六年三月三十一日」に、「の日以後」を「以後」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条から第四条までの規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3　第三条の規定による改正後の半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

4　第四条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

5　第五条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

○総務省令第一号
財務省令

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、平成二十五年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額は、公庫債権金利変動準備金六千五百億円とする。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○財務省令第十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条、第二百二十五条第一項及び第二百三十二条第一項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百四十四条第一項第三号ホの規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日　　財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則の一部を改正する省令

第三十五条の二中「手形交換所（手形交換所のない地域にあつては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。）」を「次に定める事由」に改め、同条に次の各号を加える。

一　手形交換所（手形交換所のない地域にあつては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。）による取引停止処分

二　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第二項（定義）に規定する電子債権記録機関（次に掲げる要件を満たすものに限る。）による取引停止処分

イ　金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号（定義）に掲げる者をいう。以下この号において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の金融機関に業務委託（電子記録債権法第五十八条第一項（電子債権記録業の一部の委託）の規定による同法第五十一条第一項（電子債権記録業を営む者の指定）に規定する電子債権記録業の一部の委託をいう。ロにおいて同じ。）をしていること。

ロ　電子記録債権法第五十六条（電子債権記録機関の業務）に規定する業務規程に、業務委託を受けている金融機関はその取引停止処分を受けた者に対し資金の貸付け（当該金融機関の有する債権を保全するための貸付けを除く。）をすることができない旨の定めがあること。

第三十六条の二中「見易い」を「見やすい」に改める。